宿泊施設利用助成券(他県共済保養所・委託契約宿泊施設)

【助 成 対 象 者】　組合員及び被扶養者（被扶養者でない配偶者を含む）

【助成対象施設】　当組合ホームページの「契約宿泊施設」をご覧ください。

【宿泊助成金額】

1 人 1 泊につき　大人(中学生以上)2,000 円　小人(小学生)1,500 円　幼児 800 円

※本券は組合員等の保養を目的としてご使用いただくものであり、公務出張での宿泊には利用できません。

【利用方法】

① 個人が宿泊される施設に直接予約

② 共済組合担当課にて「宿泊施設利用助成券」を交付

※交付の際は、公務出張では使用できない事、被扶養者以外の方（配偶者は除く）は助成対象外である事をご案内願います。

③「宿泊施設利用助成券」に必要事項を記入し、チェックイン時に施設に提出

太線枠内を必ず記入し、チェックイン時にフロントへ提出してください。

宿泊施設利用助成券（他県共済保養所 委託契約宿泊施設）

※資格喪失後は、ご使用できません。

組合員(任意継続組合員)記号－番号	○○○ － 123	組合員(任意継続組合員)氏名	共済　三郎
宿泊施設名	○○○ホテル		
宿泊年月日	7 年 7 月 13日～ 7年 7 月 14日まで		1 泊

宿泊される方をご記入ください。

※フロントの担当者様は記入内容をご確認ください。

宿泊者区分	氏　名	続柄
組合員(任意継続組合員)	共済　三郎	
配偶者(被扶養者以外も含む)	共済　桜子	
被扶養者(任意継続被扶養者)	共済　真也	子

助成金額をご記入ください。【1枚につき3泊まで】

大人(中学生以上)	2,000円×	2 人×	1 泊=	4,000	円
小人(小学生)	1,500円×	1 人×	1 泊=	1,500	円
幼児(小学生未満)	800円×	人×	泊=		円
助成金額合計				5,500	円

問合せ先:医療健康課健康推進係　TEL 058-277-1129

〒500-8508　岐阜県岐阜市薮田南5丁目14番53号

岐阜県市町村職員共済組合

注:ご利用方法については、裏面をよくお読みください。

利用される「施設名」や「利用年月日」等の必要事項は、必ず事前に記入してください。なお、宿泊料金等につきましては、利用施設へ直接お問い合わせください。

連泊される場合の助成は、助成券１枚につき３泊までとなります。4 泊以上される場合は 2 枚目、7 泊以上では 3 枚目を使用します。

助成対象者は、組合員とその被扶養者です。ただし、配偶者に限っては、被扶養者でない場合も助成可能です。

子・父母・兄弟等の方は、被扶養者でない場合、同居の家族であっても助成を受けることはできません。

人数と宿泊日数及び合計金額を記入してください。

利用される前に、本券の裏面をお読みください。

利用対象者や利用方法をご確認いただき、不正利用のないように、ご協力をお願いします。